

薬剤耐性菌検出情報提供書および耐性菌患者説明文書 運用方法

(平成 30 年 9 月 12 日)

- 以下の薬剤耐性菌が検出された患者が転院する場合は、共通様式「薬剤耐性菌検出情報提供書」により転院先病院に情報提供を行う。情報提供する菌種は、本人不利益やアウトブレイクの重大性に鑑み、厚生労働省通知（※1）により「保菌も含めて1例目の発見をもって、アウトブレイクに準じた嚴重な感染対策を実施すること」と示された、次の5菌種とする。

- ① カルバペネム耐性腸内細菌科細菌（CRE）
- ② バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌（VRSA）
- ③ 多剤耐性緑膿菌（MDRP）
- ④ バンコマイシン耐性腸球菌（VRE）
- ⑤ 多剤耐性アシネトバクター属

上記5菌種については、保菌・無症状の状態であっても、その検出情報を院内で共有し、転院時には、「薬剤耐性菌検出情報提供書」を発出できる体制を整えておく。

- 「薬剤耐性菌検出情報提供書」を転院先に提出するのは、以下の患者とする。

- 1) 5菌種いずれかが陽性と判明した患者
- 2) 前歴により、5菌種いずれかが陽性だった経緯のある患者（無症状、保菌、自院での治療なし、及び陰性確認された場合を含む。）

上記2)については、必要時、備考欄に追加情報を記載する。ただし、陰性確認後、いつまで経歴を残すかは今後の課題である。

検査は医師が必要と判断した場合に行うものであるため、転院患者全員に検査するものではなく、また、転院患者全員に「薬剤耐性菌検出情報提供書」を発出するものではない。

- 5菌種以外の薬剤耐性菌検出情報の提供は、病院相互の調整、医師同士の連絡等により、病院ごとに判断するものとする。5菌種の検出情報提供を最優先とし、経過や薬歴等の記載までは必須としない。より詳細な情報について「薬剤耐性菌検出情報提供書」授受後の連絡で補完することが可能である。また、あらかじめ備考欄に記載しておいてもよい。

- 「薬剤耐性菌検出情報提供書」は、北多摩北部保健医療圏で検討し作成した様式であるが、他圏域に転院する場合も活用する。

- また、転入直後に5菌種いずれかが陽性と判明した場合は、「薬剤耐性菌検出情報提供書」を転院先に提出する。

- 自宅や施設への退院の場合は、「薬剤耐性菌検出情報提供書」を用いない。ただし、以後の不用意な抗菌薬投与防止や施設内感染防止の観点から、患者本人・家族へ薬剤耐性菌検出に関する説明を行うことが、各病院の医師の責任と考える。これに関連して、「耐性菌患者説明文書」等を用いて、患者本人・家族へ説明を行ない、施設へ退院する際や退院後に他の医療機関を利用する際に、患者本人・家族が提示する書面として可能な限り活用する。なお、書面に「お願い」の項として、「他の医療機関及び介護老健施設等をご利用される際には、本耐性菌説明文書を必ずご提示ください。」の文面があれば、病院独自の書面でも良いものとする。

※1 厚生労働省通知「医療機関における院内感染対策について」（平成 26 年 12 月 19 日）